

告 示

埼玉県告示第八百五十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目百六十番地四 株式会社MS

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三十六番地六 有限会社オオツカ

二 取消年月日

令和五年七月二十七日